

10月13日午後1時50分頃、東京都で路線バスが乗客35名を乗せ青信号に従い交差点内に進入しようとした際に、自転車に乗った男性が信号を無視して道路横断してきたため、衝突を避けようと急ブレーキをかけたところ、車内の乗客が転倒するなどして7名が軽傷を負った。

(4) タクシー強盗

10月13日午後9時40分頃、栃木県でタクシー強盗が発生した。

犯人は30代くらいの男性で、駅から乗車し、山中でタクシーを止めさせ、運転手をアイスパックで脅し、現金を奪った。

その後、犯人は運転手を乗せたまま自らタクシーを運転し、市内でタクシーを乗り捨て、逃走した。

その際、運転手は胸を刺され、病院へ搬入された。

なお、当該車両には防犯仕切板は設置されていた。



【2. 「重大事故情報」のその後】

* 以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。

(1) 工事現場にトラックが突っ込む（6月23日）

＝事故概要＝

6月23日午前10時頃、福島県で中型トラックが道路工事現場に突っ込み、作業員6人を次々に跳ね飛ばした。

この事故で、跳ね飛ばされた作業員6人のうち、4人が死亡した。

中型トラック運転者は、自動車運転過失傷害で逮捕された。

報道によると「積み荷を降ろしたあと、1時間足らずの休憩で帰路に就く勤務を毎日のように続けたことによる居眠り運転だった疑いが強いとみている」との情報もあった。

その後の調査によれば、運転者は会社の休日等を利用してアルバイトを行っており、事故当時、当該運転者が居眠り運転状態だったことがわかった。

＝その後の情報＝

自動車運転過失致死傷罪に問われた埼玉県の運送会社社員の被告に対し、福島県地裁いわき支部は13日、求刑通り禁固7年を言い渡した。

判決によると、被告は6月23日、トラックで走行中にうたたねし、補修工事で交通規制中の走行車線に進入、作業員4人を死亡させ、2人にけがを負わせた。

判決では、「眠気に耐えてまで運転を続ける必要性はなかった。運転する上で最も基本的な注意義務を怠ったもので、職業運転手であったことも考えれば、過失は重大」とされている。

(2) タクシー運転者の酒気帯び運転等による追突事故（10月2日）

＝事故概要＝

当該タクシー会社の運転者Aは、10月2日に点呼を受け出庫後、同日午後11時頃に同会社の別の運転者Bと無断で乗務を交替し、交替した運転者Bが当該タクシーを乗務していたところ、10月3日午前2時10分頃、愛媛県で交差点にて停車していた個人タクシーに追突し、その後後退し、後続の軽自動車に衝突したものの。

この事故によるケガ人はなかったが、その後の警察の調べにより、当該タクシー運転者Bの呼気よりアルコールが検出され、当該タクシー運転者Bは道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕されたもの。

なお、当該タクシー会社は、勤務途中において同社の運転者同士が無断で乗務を交替していることについては、把握していなかったとのことである。

＝その後の情報＝

その後の調査によれば、運転者Aから運転者Bへの乗務交代の理由は、運転者Bから「大事な予約があるので乗務を交代してくれ！」と運転者Aへ要求があり、運転者Aは何回か断ったが、交代時間分の収入の保障をするという条件で交代したことが分かった。

～運転者に対して、酒気帯び運転は絶対に行わないこと、乗務前・乗務後には事業者等が行う対面による点呼を必ず受けなければならないことを徹底してください。～

(3) 貸切バスの合流時衝突事故（8月2日）

＝事故概要＝

8月2日午前5時30分頃、愛知県で貸切バスがインターチェンジから本線に合流しようとした際、前方に停車していたトラックに追突した。

この事故で、バスに乗っていた乗客43名のうち13名がびてい骨を骨折するなどのケガを負った。

＝その後の情報＝

その後の調査によれば、高速道路本線へ合流のため、加速車線を加速して走行していたところ、本線側に車両が走行しており、その車両に気を取られ駐車していた車両の発見が遅れ、急ブレーキを掛けたが間に合わず追突したことがわかった。

～運転者に対して、合流付近の道路や交通状況について注意する等の安全確認を徹底してください。～



【3. 自動車運送事業に係る運輸安全マネジメント実施要領の改正について】

国土交通省では、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会でとりまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、自動車運送事業に係る運輸安全マネジメントの一層の浸透・定着により事業用自動車の輸送の安全の向上を図るため、自動車運送事業における運輸安全マネジメント等の実施要領等を改正しました（10月16日）。

主な内容は、次のとおりです。

1. 安全マネジメントの評価対象の拡大
 - ・乗合バス 100両以上
 - ・都市間を結ぶ高速バス及び高速ツアーバスの事業者
 - ・第1当事者の死亡事故を引き起こした事業者
 - ・危険物の大量漏洩事故を引き起こした事業者
 2. 第三者機関による安全マネジメント評価の実施
 3. 事業者向け安全マネジメント手引の改訂（→わかりやすく、具体的な取組例を入れて改訂。）
- 改正の概要は、ホームページをご覧ください。

（ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000025.html ）



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>までお寄せください。

よくある質問（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

自動車交通局ホームページ（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

